

相模原市公示

相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第5条の規定により、「公園等照明LED化推進事業業務委託」の案件について、次のとおり一般競争入札を執行する。なお、本入札は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」の入札である。

令和4年5月10日

相模原市長 本村 賢太郎

1 入札に付する事項

委託名・委託場所・委託概要・履行期間・低入札価格調査
別紙入札説明書のとおり

2 入札方法等

- (1) 紙入札方式による郵便入札とし、入札書を期日まで郵送する。(必着)
また、郵便入札の具体的な方法は別紙郵便入札の注意事項を参照すること。
- (2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。
 - ア 入札書に記載された金額の100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額をもって落札価格とする。
 - イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく競争入札参加資格者として認定されていること。
- (8) 別紙入札説明書「15(4)参加表明書及び資格確認書類の提出」に定める資料を提出できる者であること。

4 参加表明書に関する事項

別紙入札説明書「15(4)参加表明書及び資格確認書類の提出」のとおり

5 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期日までに公示で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。

6 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市環境経済局公園課
電話 042-704-8906
FAX 042-759-4395
ホームページURL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

7 入札説明書、仕様書等に関する事項

- (1) 入札説明書、仕様書等契約関係書類は、相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可。
- (2) ダウンロードにより配布する契約関係書類は、当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (3) 質問及び回答
質問及び回答の期眼は別紙入札説明書「15 業務全体のスケジュール」のとおりとする。

8 入札保証金に関する事項

相模原市契約規則第8条第3号により免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(8)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
- (2) 相模原市契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (4) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 別紙入札説明書「2(1)委託名」に示した委託名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れた場合
 - キ 別紙郵便入札の注意事項で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク 二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (5) 技術資料の内容が不明瞭又は不十分である場合、当該業務の入札参加資格水準を満たしていないものと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者の入札を無効とする。

10 総合評価に関する事項

- (1) 技術提案書に関する事項
 - ア 入札参加者は、別紙入札説明書「16 提案提出書類・作成要領」の技術資料を提出すること。
 - イ 技術資料は、別紙入札説明書に定める期限内に相模原市環境経済局公園課に郵送すること。なお、期限内必着とし、技術資料を期日までに提出しなかった者は無効(入札参加の資格なし)とする。
 - ウ 技術資料に係る添付書類については、一度提出した書類に変更、追加がある場合を除き、再度の提出は不要とする。
 - エ 技術資料として提出する内容は、別紙入札説明書に定める。
- (2) 落札候補者、落札者の決定方法及び提出書類
入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定する。具体的には以下のとおりとする。
 - ア 総合評価の方法
・評価値の算出方法
評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値(1,000点) = 価格評価点(400点) + 技術評価点(600点)

・ 価格評価点の算出方法

価格評価点 = (価格評価点の配分) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

・ 技術評価点の算出方法

参加表明書の提出資料及び技術提案書の内容に応じ、次の(ア)(イ)(ウ)の評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を与える。評価項目ごとの配点は、別紙評価基準による。

(ア) 企業の施工能力

(イ) 企業の社会性・信頼性

(ウ) 提案内容

(ウ)に関しては公園等照明 LED 化推進事業業務委託 別紙入札説明書「9 低入札価格調査」にて算出する調査基準価格を下回る価格であった場合、低入札価格調査を実施し、履行現実性の審査した後に以下のように付与する。

(ウ)に係る評価点 × (低入札価格調査に基づく、履行現実性度)

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札をした他の者のうち、「評価値」の最も高い者を落札候補者としてすることがある。

「評価値」が最も高い者の入札価格が市の定めた調査基準価格を下回った場合、「公園等照明 LED 化推進事業業務委託低入札価格調査取扱要領(以下「低入札価格調査要領」という。)」に基づき低入札価格調査を行い、落札候補者を決定する。

ウ 開札後、落札候補者を決定した場合、別紙入札説明書に定める期日までに落札候補者に電話にて連絡する。

エ 低入札価格調査を実施することとなった場合は、調査対象者に対し当該価格で入札した理由及びその理由を示す根拠資料の提出を求めるとなるので、協力されたい。資料の提出期日等については、別紙入札説明書「9 低入札価格調査」に定める。

オ 審査の結果、落札候補者が入札参加資格等を満たす者であることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

カ 落札候補者が複数いる場合は、くじ引きへ移行する。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について(郵便入札)」のとおりとする。

1 1 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しとする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公示や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 2 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時まで納付すること。

1 3 前払金

前払金は、契約金額の4割以内で請求できることとする。

1 4 疑義の申立て

入札参加者からの疑義の申立てについては、入札説明書による。なお、公示、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に疑義を申立てることはできない。

15 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別紙契約書(案)による。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(8)までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、入札契約手続以外に使用しないものとし、落札者とならなかった者が提出した参加表明書及び技術提案書については入札契約手続終了後に、落札者が提出した参加表明書及び技術提案書については業務完了後に破棄するものとする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル(平成16年6月1日施行)によるものとする。
- (5) この公示に規定のない事項については、「相模原市契約規則」によるものとする。